**令和５年度**

**指定小規模多機能型居宅介護**

**指定介護予防小規模多機能型居宅介護**

**自 主 点 検 表**

（点検実施日　　　　年　　月　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
|  |
| 記入者職・氏名 |  |

　　　　　　　　　　　◇目　次◇

Ｐ　１～ 　人員、設備及び運営の基準

Ｐ２５～　変更の届出等

Ｐ2６～　人員基準チェックシート

Ｐ2８～　加算・減算チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４・老振発第033100４・老老発第033101７）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。**※　評価の基準**　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。**※**本調書は、「新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のうち「第５章　小規模多機能型居宅介護」及び条例第109条による他の章からの準用（☆で明示、読替え後を掲載）並びに「新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」のうち「第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護」を掲載しています。なお、内容に合わせて、記載が前後している箇所があります。**※**　地域密着型研修通知とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成２４年３月１６日老高発0316第２号・老振発0316第２号・老老発0316第６号）」を指します。※　令和３年４月１日改正事項については、又は下線で表記しています。 |

| 小規模多機能型居宅介護 | 評価 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 評価 |
| --- | --- | --- | --- |
| **新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例****（平成２４年新座市条例第４２号）** |  | **新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４3号）** |  |
| 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等に関する基準を定め、法第７８条の２の２第１項各号の規定に基づき、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、並びに法第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。（平３０条例４２・一部改正） |  | 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 |  |
| （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。(3)　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額）をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第４２条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。(6)　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。(7)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 |  | （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型介護予防サービス事業者　法第８条の２第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス　それぞれ法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。(3)　利用料　法第５４条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護予防サービス費用基準額　法第５４条の２第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額）をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第５４条の２第６項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。(6)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 |  |
| （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  | （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）第３条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  | ２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  | ３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  | ４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| （指定地域密着型サービス事業者の指定）第４条　法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第７８条の２第４項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）に限る。第１９１条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。 |  | （指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）第４条　法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、法第１１５条の１２第２項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人とする。 |  |
| 第５章　小規模多機能型居宅介護第１節　基本方針第８２条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 |  | 第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護第１節　基本方針第４４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  |
| 第２節　人員に関する基準（従業者の員数等）第８３条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 |  | 第２節　人員に関する基準（従業者の員数等）第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 |  |
| ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  | ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  |
| ３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。 |  | ３　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。 |  |
| ４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 |  | ４　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 |  |
| ５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  | ５　宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  |
| ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 | 介護職員 |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所 | 看護師又は准看護師 |

 |  | ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 | 介護職員 |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所 | 看護師又は准看護師 |

 |  |
| ７　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。 |  | ７　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。 |  |
| ８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第１９２条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  | ８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  |
| ９　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。 |  | ９　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。 |  |
| １０　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 |  | １０　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第８条の２第１８項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第６８条第３号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 |  |
| １１　前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。【※この研修とは、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すものです。】 |  | １１　前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。 |  |
| １２　第１０項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第９７条第１項において「研修修了者」という。）を置くことができる。 |  | １２　第１０項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第６８条第３号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（同号において「研修修了者」という。）を置くことができる。 |  |
| １３　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項から第１２項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  | １３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項から第１２項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| （管理者）第８４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 |  | （管理者）第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 |  |
| ２　前項本文及び第１９３条第１項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。 |  | ２　前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第１項本文の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。 |  |
| ３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第１９３条第２項において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第３項、第１１３条、第１９３条第２項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。【※この研修とは、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものです。】 |  | ３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第３項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 |  |
| （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）第８５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。【※この研修とは、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものです。】 |  | （指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）第４７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 |  |
| 第３節　設備に関する基準（登録定員及び利用定員）第８６条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。 |  | 第３節　設備に関する基準（登録定員及び利用定員）第４８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）について、当該各号に掲げる範囲内において定めるものとする。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）について、当該各号に掲げる範囲内において定めるものとする。 |  |
| (1)　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じた次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）まで

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| ２６人又は２７人 | １６人 |
| ２８人 | １７人 |
| ２９人 | １８人 |

 |  | (1)　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じた次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）まで

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| ２６人又は２７人 | １６人 |
| ２８人 | １７人 |
| ２９人 | １８人 |

 |  |
| (2)　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで |  | (2)　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで |  |
| （設備及び備品等）第８７条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 |  | （設備及び備品等）第４９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 |  |
| ２　前項の設備の基準は、次のとおりとする。(1)　居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 |  | ２　前項の設備の基準は、次のとおりとする。(1)　居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 |  |
| (2)　宿泊室は、次のとおりとすること。ア　一の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。 |  | (2)　宿泊室は、次のとおりとすること。ア　一の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。 |  |
| イ　一の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上とすること。 |  | イ　一の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上とすること。 |  |
| ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。 |  | ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。 |  |
| エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。 |  | エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。 |  |
| ３　第１項の設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  | ３　第１項の設備は、専ら指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| ４　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 |  | ４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 |  |
| ５　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４９条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  | ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第８７条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| 第４節　運営に関する基準(内容及び手続の説明及び同意)☆第10条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１01条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  | 第４節　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）☆第１２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第５８条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による文書の交付に代えて、[第5項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうち[ア](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又は[イ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げるものア　指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)(2)　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）(2)　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| 3　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  | ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| 4　[第2項第1号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の「電子情報処理組織」とは、指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  |
| 5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、[第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により[第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　[第2項各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する方法のうち指定小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  | ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| 6　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による承諾を得た指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、[第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  | ６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| (提供拒否の禁止)☆第11条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。

|  |
| --- |
| ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合である。 |

 |  | （提供拒否の禁止）☆第１３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。 |  |
| （サービス提供困難時の対応）☆第１２条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 |  | （サービス提供困難時の対応）☆第１４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 |  |
| (受給資格等の確認)☆第13条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |  | （受給資格等の確認）☆第１５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の被保険者証に、[法第78条の3第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の１３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。 |  |
| (要介護認定の申請に係る援助)☆第14条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  | （要支援認定の申請に係る援助）☆第１６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援([法第46条第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防支援（法第８条の２第１８項に規定する介護予防支援をいう。）（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| （心身の状況等の把握）第８８条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第８３条第１２項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第９４条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。　 |  | （心身の状況等の把握）第５０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第４５条第１２項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第６８条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |  |
| （居宅サービス事業者等との連携）第８９条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  | （介護予防サービス事業者等との連携）第５１条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| （身分を証する書類の携行）第９０条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 |  | （身分を証する書類の携行）第５２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 |  |
| （サービスの提供の記録）☆第２１条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、指定小規模多機能型居宅介護について法第４２条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 |  | （サービスの提供の記録）☆第２２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護について法第５４条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |  |
| （利用料等の受領）第９１条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  | （利用料等の受領）第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |
| (2)　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 |  | (2)　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 |  |
| (3)　食事の提供に要する費用 |  | (3)　食事の提供に要する費用 |  |
| (4)　宿泊に要する費用 |  | (4)　宿泊に要する費用 |  |
| (5)　おむつ代 |  | (5)　おむつ代 |  |
| (6)　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの【※第９１条の３は、第９１条の１項及び２項のほかに利用者から支払いを受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたもの。】

|  |
| --- |
| 【※「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）」を参照のこと。】①　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認したうえで提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。②　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　例えば、事業者がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。 |

 |  | (6)　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |
| ４　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。【※「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年9月７日厚生労働省告示第419号」）を参照のこと。】 |  | ４　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。 |  |
| ５　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  | ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| (保険給付の請求のための証明書の交付)☆第23条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  | （保険給付の請求のための証明書の交付）☆第２４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| （指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）第９２条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 |  | 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）第６７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。【※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第３条の３７第１項に定める介護・医療連携推進会議、第８５条第１項（第１８２条第１項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」を参照のこと。】 |  |
| ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。 |  |
| ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 |  |
| （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）第９３条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。(1)　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこと。 |  | （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）第６８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第４４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。(1)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 |  |
| (2)　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 |  |
| (2)　介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第３０条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第３１条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。 |  |
| (3)　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 |  |
| (4)　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うこと。 |  | (3)　介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第１号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行うこと。 |  |
| (4)　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めること。 |  |
| (5)　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 |  |
| (6)　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付すること。 |  |
| (7)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこと。 |  |
| (8)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 |  |
| (9)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 |  |
| (10)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 |  |
| (11)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないこと。 |  |
| (12)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 |  |
| (13)　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うこと。 |  |
| (14)　介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこと。 |  |
| (15)　第１号から第１３号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用すること。 |  |
| (5)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。 |  | （身体的拘束等の禁止）第５４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 |  |
| (6)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |  |
| (7)　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないこと。 |  |  |  |
| (8)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 |  |
| （居宅サービス計画の作成）第９４条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。【※利用開始時に「居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出すること。】 |  |
| ２　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第１３条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 |  |
| （法定代理受領サービスに係る報告）第９５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 |  | （法定代理受領サービスに係る報告）第５５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 |  |
| （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）第９６条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 |  | （利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付）第５６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 |  |
| （小規模多機能型居宅介護計画の作成）第９７条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第８３条第１２項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 |  |  |  |
| ２　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 |  |
| ３　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。 |  |
| ４　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| ５　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 |  |
| ６　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 |  |
| ７　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 |  |
| （介護等）第９８条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 |  | （介護等）第６９条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 |  |
| （社会生活上の便宜の提供等）第９９条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 |  | （社会生活上の便宜の提供等）第７０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| (利用者に関する市への通知)☆第29条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  | （利用者に関する市への通知）☆第２５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| （緊急時等の対応）第１００条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  | （緊急時等の対応）第５７条　介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| (管理者の責務)☆第60条の11　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  | （管理者の責務）☆第２７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第５章第４節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第3章第４節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| （運営規程）第１０１条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(5)　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額(6)　通常の事業の実施地域(7)　サービス利用に当たっての留意事項(8)　緊急時等における対応方法(9)　非常災害対策(10)　虐待防止のための措置に関する事項　(11)　その他運営に関する重要事項※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 |  | （運営規程）第５８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(5)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額(6)　通常の事業の実施地域(7)　サービス利用に当たっての留意事項(8)　緊急時等における対応方法(9)　非常災害対策(10)　虐待防止のための措置に関する事項　(11)　その他運営に関する重要事項※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 |  |
| （勤務体制の確保等）☆第６０条の１３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  | （勤務体制の確保等）☆第２９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての指定小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ４　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  | ４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （業務継続計画の策定等）第３３条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | （業務継続計画の策定等）第２９条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 |  |
| （定員の遵守）第１０２条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  | （定員の遵守）第５９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| （非常災害対策）第１０３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  | （非常災害対策）第６０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  |
| （協力医療機関等）第１０４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 |  | （協力医療機関等）第６１条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 |  |
| （衛生管理等）☆第６０条の１６　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 |  | （衛生管理等）☆第３２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 |  | ⑴　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  | ⑵　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  | ⑶　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| (掲示)☆第35条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  | （掲示）☆第３３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| (秘密保持等)☆第36条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  | （秘密保持等）☆第３４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| (広告)☆第37条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  | （広告）☆第３５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| （指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）☆第３８条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  | （介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）☆第３６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  |
| （苦情処理）☆第３９条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  | （苦情処理）☆第３７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ４　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  | ４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| ５　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ６　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  | ６　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| （調査への協力等）第１０５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | （調査への協力等）第６２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| （地域との連携等）☆第６０条の１７　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  | （地域との連携等）☆第４０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  |
| ３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  |
| ４　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  | ４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  |
| ５　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。 |  | ５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。 |  |
| （居住機能を担う併設施設等への入居）第１０７条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第８３条第６項の表の中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 |  | （居住機能を担う併設施設等への入居）第６４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第４５条第６項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 |  |
| (事故発生時の対応)☆第41条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。　【※指定小規模多機能型居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。】 |  | （事故発生時の対応）☆第３８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| 3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  | ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| （虐待の防止）☆第４１条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  | （虐待の防止）第３８条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  |
| ⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 |  | ⑴　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  | ⑵　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  | ⑶　当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  | ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |
| (会計の区分)☆第42条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  | （会計の区分）☆第３９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  |
| （記録の整備）第１０８条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  | （記録の整備）第６５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 |  | ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 |  |
| (1)　居宅サービス計画 |  | (1)　指定介護予防サービス等の利用に係る計画 |  |
| (2)　小規模多機能型居宅介護計画 |  | (2)　第６８条第３号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画 |  |
| (3)　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  | (3)　次条において準用する第２２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |
| (4)　第９３条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  | (4)　第５４条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |
| (5)　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 |  | (5)　次条において準用する第２５条に規定する市への通知に係る記録 |  |
| (6)　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 |  | (6)　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録 |  |
| (7)　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  | (7)　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |
| (8)　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  | (8)　次条において準用する第４０条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  |
| （準用）第１０９条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４１条、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６及び第６０条の１７の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３５条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第６０条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 | ‐ | （準用）第６６条　第１２条から第１６条まで、第２２条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条、第２９条の２、第３２条から第４０条まで（第３８条第４項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第５８条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条第３項及び第４項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 | ‐ |
| 第１０章　雑則　（電磁的記録等）第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | ‐ | 第５章　雑則（電磁的記録等）第９２条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１５条第１項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）及び第７７条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | ‐ |

**変****更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。　１　　事業所の名称２　　事業所の所在地３　　申請者の名称４　　申請者の主たる事務所の所在地５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名６　　申請者の登記事項証明書又は条例等７　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所8　　事務所の管理者の経歴９　　介護支援専門員の氏名及びその登録番号１０　事業所の平面図　１１　設備の概要１２　運営規程１３　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）　14　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概　　　　要　 |  |
| ２　休止（廃止）届　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出下記の区分に応じ、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま） | 中核市の長 |
| ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

 |  |
| ２　変更の届出　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象となる事業者 |
| 事業者の・名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

 |  |

人員基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 通いのサービスの利用者（前年度平均値） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 前年度の通いサービスの利用者延数 |  | 前年度の日数 |  | 通いサービス利用者数(a) |
| 人・年 | ÷ | 日 | ＝ | 人 |
|  |  |  | 　（小数点第２位以下切上げ） |

 |
| 従業者 | 小規模多機能型居宅介護従業者 | ①　常勤の従業者が勤務すべき時間数：　　　時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）②　事業所が設定する夜間及び深夜の時間帯：　　　：　　～　　：　　　（　　　時間）③　夜間及び深夜の時間帯の時間帯：２４時間－②の時間（　　　時間）□ １名以上は、常勤である。□ １名以上は、看護師又は准看護師である。□専従である　□専従でない場合、次の要件を満たしている。□当該事業所に人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従事者を配置している。□併設されている指定認知症対応型共同生活介護等において人員に関する基準を満たす従業者を配置している。　□兼務する職員が、当該事業所に併設されている施設等の職務である。１　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（上記の③の時間帯（日中の時間帯））□ 通いサービスの提供に当たる者を、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上である。□ 訪問サービスの提供に当たる者を、常勤換算方法で、１以上配置している。　※日中であれば通いサービスを行うために３：１以上、訪問サービスを行うために１以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなる。〈必要数〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通いサービスの利用者数(a) |  |  |  | 通いサービスの提供に当たる者（ｂ） |
| 人 | ÷ | ３人 | ＝ | 人 |
|  |  |  | （小数点以下切上） |
| 通いサービスの提供に当たる者（ｂ） |  | 訪問サービスの提供に当たる者 | 必要数 |
| 人 | ＋ | １人 | ＝ | 人 |

〈配置数〉（　　　月）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の日中の勤務延時間数 |  | 常勤従業者の勤務すべき時間数 |  | 該当月の日数 |  | 常勤換算後の員数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ÷ | 日 | ＝ | 人 |
|  |  | （1日当たり） |  | （小数点第2位以下　　　　　　切捨て） |

２　夜間及び深夜の時間帯（上記の②の時間帯）□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤職員を１以上（宿直職員を除く）配置している。□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、宿直職員を必要な数以上を配置している。　※登録者から連絡を受けたのち、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。□ 夜勤及び宿直職員を行い場合は次の全ての要件を満たしている。　□ 宿泊サービスの利用者がいない。　□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している。 |
| 介護支援専門員 | □ 介護支援専門員の資格を有している。□ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している。　□ 専従である。□ 専従でない場合、次の要件を満たしている。　　□利用者の処遇に支障がない。　　□兼務する職務が次のいずれかの場合である。　　　　□当該事業所の他の職務　　　　□当該事業所に併設されている指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務 |
| 管理者 | □ 常勤か。□ 専従か。（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か。　 □ 事業所の管理上支障がない。　 □ 兼務する職務が次のいずれかの場合である。　　　□　当該事業所の他の職務　　　□　当該事業所に併設されている指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務　　　□　同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者である。□ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者である。 |
| 代表者（理事長、代表取締役又は地域密着型サービスの事業部門の責任者など） | □ 以下の経験を有する者である。□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験□ 保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験□ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者である。 |

|  |
| --- |
| 加算・減算チェックシート（小規模多機能型居宅介護費）※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 |
| **加算・減算名** | **算定** | **該当する区分に○** | **備考欄****（算定開始時期・終了日等）** |
| 登録者定員超過又は人員基準欠如 | □ |  |  |
| 過小サービスに対する減算 | □ |  |  |
| 初期加算 | □ |  |  |
| 認知症加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | □ |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | □ |  |  |
| 看護職員配置加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 看取り連携体制加算 | □ |  |  |
| 訪問体制強化加算 | □ |  |  |
| 総合マネジメント体制強化加算 | □ |  |  |
| 生活機能向上連携加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | □ |  |  |
| 科学的介護推進体制加算 | □ |  |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | □ |  |  |

 自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

| **点検項目** | 点検事項 | 点検結果 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本的事項 | 費用の額は、「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定している | □ | 該当 |  |
| 費用の額は、平成２７年厚生労働省告示第９３号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定している | □ | 該当 |
| 単価に単位数を乗じて得た額に、１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算している | □ | 該当 |
| サービス種類相互の算定関係 | 小規模多機能型居宅介護を受けている間は、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しない | □ | 該当 |  |
| 小規模多機能型居宅介護費 | 小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定する | □ | 該当 |  |
| 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間（登録日から当該月の月末まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定する | □ | 該当 |
| 月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとなる | □ | 該当 |
| ※「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。※「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。※「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すもの。 | □ | 該当 |
| 短期利用居宅介護費 | 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であり、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合である | □ | 該当 |  |
| 利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむをえない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めている | □ | 該当 |
| 人員基準を満たしている | □ | 該当 |
| 過小サービスに対する減算を算定していない | □ | 該当 |
| 登録者定員超過又は人員基準欠如 | □ | 該当 | 　 |
| 過少サービスに対する減算 | 登録者一人あたりの平均提供回数が週４回に満たない場合 | □ | 該当 | 　 |
|  | 登録者１人当たり平均回数の計算方法①通いサービスの提供回数（１月あたり）1人の登録者が1日に複数回利用する場合は、複数回の算定②訪問サービスの提供回数（１月あたり）　１回の訪問を１回のサ－ビス提供として算定③宿泊サービスの提供回数（１月あたり）　１泊を１回として算定①～③の提供回数の合計数÷（当該月の日数×登録者数）×７＝平均回数週４回未満※介護予防小規模多機能型居宅介護の提供回数・登録者数を合算すること※月途中の利用開始・終了・入院は、日数の算定の際に控除すること |  |  |  |
| 初期加算 | 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内に算定している | □ | 該当 | 　 |
| 認知症加算（Ⅰ） | 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）である | □ | 該当 | 　 |
| 認知症加算（Ⅱ） | 要介護２であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅱ）である | □ | 該当 | 　 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った（利用を開始した日から起算して７日間を限度として算定） | □ | 該当 |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めている | □ | 該当 |  |
| 看護職員配置加算（Ⅰ） | 専従の常勤看護師を１名以上配置している | □ | 配置 | 　 |
|  | 看護職員配置加算（Ⅱ）、又は（Ⅲ）を算定していない | □ | 該当 |  |
| 　 | 定員、人員基準に適合している | □ | 該当 | 　 |
| 看護職員配置加算（Ⅱ） | 専従の常勤准看護師を１名以上配置している | □ | 配置 | 　 |
| 　 | 看護職員配置加算（Ⅰ）、又は（Ⅲ）を算定していない | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 定員、人員基準に適合している | □ | 該当 | 　 |
| 看護職員配置加算（Ⅲ） | 看護職員を常勤換算方法で１名以上配置している | □ | 配置 |  |
|  | 看護職員配置加算（Ⅰ）、又は（Ⅱ）を算定していない | □ | 該当 |  |
|  | 定員、人員基準に適合している | □ | 該当 |  |
| 看取り連携体制加算 | 看護師により２４時間連絡できる体制を確保している | □ | 該当 |  |
|  | 看取り期における対応方針を定め、内容を説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
|  | 看取り期における対応方針は以下の事項を含むこと |  |  |  |
| ア　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 | □ | 該当 |
| イ　医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。） | □ | 該当 |
| ウ　登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 | □ | 該当 |
| エ　登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 | □ | 該当 |
| オ　その他職員の具体的対応等 | □ | 該当 |
|  | 次のいずれにも適合する利用者であるイ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること | □ | 該当 |  |
| ロ　看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについて説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む）であること | □ | 該当 |
| 訪問体制強化加算 | 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置している | □ | 配置 |  |
|  | 延べ訪問回数が１月あたり２００回以上である（同一建物に集合住宅を併設する場合は、同一建物以外の利用者が５０％以上であり、その利用者への訪問回数が１月あたり２００回以上である） | □ | 該当 |  |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている | □ | 該当 |  |
|  | 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の事業や活動等に積極的に参加している | □ | 該当 |  |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 介護支援専門員が、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している※理学療法士等：指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士※「リハビリテーションを実施している医療提供施設」は、診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院・診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院をいう。 | □ | 該当 |  |
| 計画には、以下の内容を記載している |  |  |  |
| 生活機能アセスメントの結果 | □ | 記載 |  |
| a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 | □ | 記載 |  |
| b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた３月を目途とする達成目標 | □ | 記載 |  |
| c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 | □ | 記載 |  |
| d ｂ及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | □ | 記載 |  |
| 達成目標は、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している | □ | 該当 |  |
| 計画作成から３月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告している | □ | 該当 |  |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定小規模多機能型居宅介護の内容を定めたものとなっている | □ | 該当 |  |
|  | 理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議を除く）を行い、共同で生活機能アセスメントを行っている（カンファレンスは、テレビ電話装置等の活用可） | □ | 該当 |  |
|  | 計画には、以下の内容を記載している | □ | 該当 |  |
| 生活機能アセスメントの結果 | □ | 記載 |
| a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 | □ | 記載 |
| b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた３月を目途とする達成目標 | □ | 記載 |
| c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 | □ | 記載 |
| d ｂ及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | □ | 記載 |
|  | 達成目標は、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している | □ | 該当 |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を、利用者を担当する介護支援専門員に提供している | □ | 該当 |  |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出している | □ | 該当 |  |
| 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 該当 |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が　７０％以上又は勤続１０年以上の介護福祉士が25％以上 | □ | 該当 | 　 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 |  |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 |  |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 |  |
|  | 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が　５０％以上 | □ | 該当 |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 以下のいずれかに該当している。①従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が４０%以上②従業者の総数のうち、常勤職員が60%以上③従業者の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上 | □ | 該当 | 　 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)、(３)のいずれにも適合 | □ | 該当 |  |
| (１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (３)　経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７ 次の(１)、(２)のいずれかに適合(１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知(２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)のいずれかに適合(１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知(２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出 | □ | 該当 |  |
| ６　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |

日割り請求

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。

・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

　※サービス算定対象期間：

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

　　月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日※２ |
| 小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | 開始 | ・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護⇔要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）・事業開始（指定有効期間開始）・事業所指定効力停止の解除・受給資格取得・転入・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） | サービス提供日（通い、訪問又は宿泊） |
| ・公費適用の有効期間開始 | 開始日 |
| ・生保単独から生保併用への変更　（６５歳になって被保険者資格を取得した場合） | 資格取得日 |
| 終了 | ・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護⇔要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）・事業廃止（指定有効期間満了）・事業所指定効力停止の開始・受給資格喪失・転出・利用者との契約解除 | 契約解除日（廃止・満了日）（開始日）（喪失日）（転出日） |
| ・公費適用の有効期間終了 | 終了日 |